

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第9号	法 規 集	第6編第1章第6節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第43条第1項及び第2項並びに第41条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第30条第1項第2号イの規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			【指定事業所数】 1,952事業所 （令和5年3月）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他	令和5年5月にこども家庭庁の設置に係る指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行った。今後同命令の一部改正が行われ令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。			

見直し結果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	条例の運用上の課題は見受けられないため。
3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		
4	改正及び運用の改善等を検討する。		
5	廃止を検討する。		